

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）
における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改定され、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等における飲食・イベントの人数制限及び不要不急の都道府県間の移動の自粛要請について、ワクチン・検査パッケージ制度を適用することに加えて、対象者に対する全員検査（以下「対象者全員検査」という。）を活用することによる緩和を可能としたところです。その取扱いについては以下のとおりとしますので、所管団体等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 適用範囲

対象者全員検査による行動制限の緩和の適用範囲については、ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）における「3. ワクチン・検査パッケージ制度の適用範囲」に準じるものとする。

2. 対象者全員検査の実施方法

- ①対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、その旨を都道府県に登録する。その方法については、「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その2）」（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）、「イベント開催等における感染防止安全計画等について」（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）等に準じるものとする。
- ②検査については、事業者が事前検査か当日現場検査のいずれか、又は両方を選択できる。
- ③検査の手法は、ワクチン・検査パッケージ制度要綱における「5. ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法（2）検査結果」に準じるものとする。

3. その他

- ①検査に要する費用については、要件が合致する場合には、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の創設について」（令和3年12月20日付事務連絡）により創設された「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」又は「感染拡大傾向時の一般検査事業」を活用できる。
- ②本事務連絡のほか、対象者全員検査の実施について必要な事項は別途連絡する。